

香南市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香南市駐車場の設置及び管理に関する条例（令和7年香南市条例第39号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、香南市駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(車両の制限)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する車両は、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 条例第3条に規定する駐車場に駐車することができる車両のうち、車両の大きさが長さ5メートル以上又は幅2メートル以上の車両
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載した車両
- (3) 駐車場の施設又は設備その他の物件を毀損し、又は汚損するおそれがある車両

(使用の許可の申請等)

第3条 条例第4条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香南市駐車場使用許可申請書（様式第1号。以下この条において「使用申請書」という。）に、次（市内に事業所又は事務所を有する申請者が来客に供するために使用する場合は、第2号から第4号まで）に掲げる書類を添えて、より市長に申請しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し（ただし来客用で利用する場合は不要）
- (2) 香南市税・使用料等納付状況調査同意書（様式第2号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用申請書の内容に変更があった場合は香南市駐車場変更申請書（様式第3号）に変更の内容を確認できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 使用者は、使用の許可の期間が満了した後も継続して駐車場を使用する場合は、満了する日の1月前までに使用申請書を市長に提出しなければならない。

4 申請者及び使用者は、第1項及び第2項の規定による申請に代えて電子申請シス

テムにより市長に申請することができる。

(許可証)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請について、速やかに審査の上、駐車場の使用を許可したときは、香南市駐車場使用許可証(様式第4号)を交付する。

2 使用者は、使用の許可の期間が満了する日後、7日以内に許可証を市長に返却しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定める期日は、次の表のとおりとする。

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月
納入期日	4月30日 まで	5月31日 まで	7月31日 まで	9月30日 まで	11月30日 まで	翌年1月 31日まで						

(休止による代替)

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定により駐車場の供用を休止する場合は、代替となる駐車場を確保しなければならない。

(使用の中止の届出)

第7条 使用者は、駐車場の使用を中止しようとするときには、使用を中止しようとする日の14日前までに香南市駐車場使用中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可の取消し)

第8条 市長は、条例第10条の規定により駐車場の使用の許可を取り消す場合は、香南市駐車場使用許可取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書きの市長が特別な理由があると認めたときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市長が第6条に規定する代替となる駐車場を確保することができないとき。
- (2) 使用者が使用の許可の期間の始期前又は中途に第7条の規定により届け出た場合において、使用を中止する日が属する月後の使用料を前納しているとき。

2 前項の規定により還付する場合における還付額は、既に納付した使用料の額から、第1号の規定の場合は使用を休止する日が属する月後の使用料として前納し

ている月数に、第2号の規定の場合は使用を中止する日が属する月後の使用料として前納している月数に、条例第6条に規定する月額を乗じて得た額を減じた額とする。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

香南市駐車場使用許可申請書

年 月 日

香南市長 様

申請者住所又は所在地

氏名又は法人名
連絡先

下記のとおり駐車場の使用許可を受けたいので申請します。

記

1-1. 申請車両内容（来客に供する場合は記入不要）

駐車車両（ナンバー）	メーカー	車種	駐車場名称
①			
②			
③			
④			
⑤			

1-2. 申請車両内容（来客に供する場合） _____ 台分

3. 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 香南市駐車場の設置及び管理に関する条例、香南市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の確認有無

内容を確認された方は、レ点を記入してください。

香南市駐車場の設置及び管理に関する条例、香南市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の内容を確認しました。

5. 添付書類

- ・申請車両の自動車検査証の写し（来客に供する場合は不要）
- ・香南市税・使用料等納付状況調査同意書
- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

香南市税・使用料等納付状況調査同意書

香南市長 様

申請者住所^{※1} : _____

申請者氏名^{※2} : _____

申請者生年月日^{※3} : _____ 年 _____ 月 _____ 日

私（当法人）が _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで申請した「香南市駐車場使用許可申請書」に係る書類審査において香南市税・使用料等の納付状況について、調査をされることに同意します。

- ※1 法人にあつては、その所在地
- ※2 個人にあつては、署名
法人にあつては、次のいずれか
・法人の名称及び代表者の氏名の記名並びに法人印の押印
・法人の名称の記名及び代表者の署名
- ※3 法人にあつては、記載不要

【担当課使用欄】

上記の者の納付状況について御回答ください。

課長	課長補佐	係長	担当者

【担当課使用欄】

上記の照会については、以下のとおり回答します。

- 滞納なし（課税なしを含む。）
- 滞納あり（ _____ 年 _____ 月 _____ 日時点確認）

課長	課長補佐	係長	確認者

滞納内容：

香南市駐車場変更申請書

年 月 日

香南市長 様

申請者住所

氏名
連絡先

年 月 日付けで許可を受けた駐車場の使用について、下記のとおり使用許可を受けた内容に変更が生じたので、申請します。

記

1. 変更内容

- 車両変更（車のナンバー変更、買替え等を含む。）
- 申請者内容の変更（住所、氏名又は連絡先の変更）
- その他変更事由

2. 詳細内容

変更項目	新	旧

3. 添付書類

- 自動車検査証の写し（変更内容が車両変更の場合のみ）
- その他市長が認める書類（ ）

様

香南市長

香南市駐車場使用許可証

年 月 日付で申請のあった香南市駐車場の使用について、次のとおり許可する。

1. 駐車場名称	
2. 指定区画番号	
3. 車両番号	
4. 使用許可期間	
5. 注意事項	<p>① この許可証は、使用の許可の期間が満了する日まで保管すること。</p> <p>② 使用料は指定された期日までに納付すること。</p> <p>③ 使用の許可の期間が満了する日後、7日以内に許可証を返却すること。</p> <p>④ 香南市駐車場の設置及び管理に関する条例第9条に規定する禁止行為をしないこと。</p> <p>⑤ 許可を受けた内容の変更又は中止をする場合には、速やかに申し出ること。</p> <p>⑥ 駐車場で起こった事故等による紛争については、当事者間で解決を図ること。</p>

香南市駐車場使用中止届

年 月 日

香南市長 様

申請者住所

氏 名
連絡先

年 月 日付けで許可を受けた駐車場の使用を中止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

駐車車両（ナンバー）	駐車場名称	指定区画番号
①		
②		
③		
④		
⑤		
来客に供する目的で 許可を受けた場合		台分
使用 終了日	年 月 日	

香南市駐車場使用許可取消通知書

様

香南市長

年 月 日付けで許可した香南市駐車場使用許可について、次のとおり使用の許可を取り消すので通知する。

1. 駐車場名称
2. 指定区画番号
3. 車両番号
4. 取消日
5. 取消理由

香南市駐車場の設置及び管理に関する条例第10条第 号に該当するため。

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香南市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香南市を被告として（訴訟において香南市を代表する者は香南市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。